

南相馬市市民一体化復興促進基金条例及び南相馬市高速道路通行料金の助成に関する規則を一部改正する件について

高速道路通行料金助成事業の概要

1. 目的

東京電力福島第一原子力発電所事故により失われた市民の一体感を取り戻し、今後の復興を促進するため、10億3千万円の基金を造成し、旧避難指示区域等外の市民に対し、高速道路通行料金の一部を助成する高速道路通行料金助成事業を実施しているが、助成対象期間を令和2年9月30日までとしているところ利用上限額に到達した者は令和2年3月分までの利用実績で5.7%である。このことから、より多くの対象者が助成を利用できるよう助成対象期間を令和3年9月30日までの1年間延長するものである。

2. 対象者（従前のおり）

南相馬市高速道路通行料金の助成に関する規則（以下、規則という）第3条のおり、平成23年3月11日時点で旧避難指示区域等外の鹿島区に住所のあった市民。

（令和2年4月24日時点で7,180名）

3. 助成金額（従前のおり）

規則第5条のおり、1人当たり10万円を上限とし助成。

4. 助成期間（延長）

平成30年10月1日から令和3年9月30日までに利用した高速道路の通行料金を対象とする。

5. 施行日

令和2年10月1日

○南相馬市市民一体化復興促進基金条例 (改正案)

平成30年6月27日

条例第29号

(設置)

第1条 東京電力福島第一原子力発電所事故の影響により失われた市民の一体感を取り戻し、市民が一体となった復興を促進するため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第241条第1項の規定に基づき、南相馬市市民一体化復興促進基金(以下「基金」という。)を設置する。

(基金の額)

第2条 基金の額は、予算で定める額の範囲内で市長が定める額とする。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上してこの基金に繰入れするものとする。

(繰替運用)

第5条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第6条 基金は、次の各号のいずれかに掲げる場合に限り、これを処分することができる。

(1) 旧避難指示区域等外(東京電力福島第一原子力発電所事故に伴い、旧避難指示区域、旧緊急時避難準備区域及び旧計画的避難区域に設定された区域以外並びに旧特定避難勧奨地点以外をいう。)の市民に対する高速道路通行料金助成事業に要する経費の財源に充てるとき。

(2) その他市民の一体感の醸成に必要と認める鹿島区の事業の実施に要する経費の財源に充てるとき。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(この条例の失効)

2 この条例は、~~平成33年3月31日~~令和4年3月31日限り、その効力を失う。この場合において、基金に残額があるときは、当該基金の残額を予算に計上する。

南相馬市条例第 号

南相馬市市民一体化復興促進基金条例の一部を改正する条例

南相馬市市民一体化復興促進基金条例（平成30年南相馬市条例第29号）の一部を次のように改正する。

次の表中、改正前の欄の下線又は太枠で表示された部分（以下「改正部分」という。）を、改正後の欄の改正部分に改める。

改正後	改正前
<p>附 則 （この条例の失効）</p> <p>2 この条例は、<u>令和4年3月31日</u>限り、その効力を失う。この場合において、基金に残額があるときは、当該基金の残額を予算に計上する。</p>	<p>附 則 （この条例の失効）</p> <p>2 この条例は、<u>平成33年3月31日</u>限り、その効力を失う。この場合において、基金に残額があるときは、当該基金の残額を予算に計上する。</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

○南相馬市高速道路通行料金の助成に関する規則 (改正案)

平成30年6月27日

規則第27号

改正 令和元年6月7日規則第17号

(目的)

第1条 この規則は、東京電力福島第一原子力発電所事故の影響による旧避難指示区域等外の被災市民に対し、高速道路通行料金の一部を助成することにより、失われた市民の一体感を取り戻し、市民が一体となった復興を促進することを目的とする。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 旧避難指示区域等外 東京電力福島第一原子力発電所事故に伴い、旧避難指示区域、旧緊急時避難準備区域及び旧計画的避難区域に設定された区域以外並びに旧特定避難勧奨地点以外をいう。
- (2) 高速道路 高速自動車国道法(昭和32年法律第79号)により指定された路線で、かつ供用開始されている路線をいう。
- (3) ETC 電子料金収受システム(エレクトロニック・トール・コレクション・システムの略)をいう。
- (4) ETCカード 前号のシステムを利用して有料道路を通行したときに、通行料金を精算(決済)するためのICカードをいう。ただし、クレジット会社が発行するETCクレジットカード又は東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社(以下「高速道路会社」という。)、首都高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社及び本州四国連絡高速道路株式会社の6社が共同で発行するETCパーソナルカードに限る。
- (5) 世帯員 ETCカードを有する者と、平成23年3月11日時点において同一世帯に住民登録していた者をいう。
- (6) インターチェンジ 高速道路の出入口をいう。

(助成対象者)

第3条 助成の対象となる者(以下「助成対象者」という。)は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 平成23年3月11日時点において市内に住所を有する者のうち南相馬市小高区の全域、原町区の全域、鹿島区南右田、鹿島区寺内、鹿島区江垂、鹿島区塩崎、鹿島区川子、鹿島区大内、鹿島区鳥崎及び鹿島区小島田以外(以下「助成対象区域」という。)に住民登録があった者。ただし、当該時点以降に住民登録を助成対象区域外の地域に移した者については、東日本大震災における原子力発電所の事故による災害に対処するための避難住民に係る事務処理の特例及び住所移転者に係る措置に関する法律(平成23年法律第98号)第2条第5項に規定する特定住所移転者に該当するものに限る。
- (2) 平成23年3月11日時点の居住地が旧特定避難勧奨地点の設定を受けていない者

- (3) ETCカードを有する者、又はその世帯員
- (4) 第12条の規定に違反しないことに誓約する者
- (5) 市が第1条に規定する目的を達成するため、助成対象者の個人情報を収集又は使用すること（市がETCの利用履歴を高速道路会社に照会し、これを取得することを含む。）に同意する者
- (6) 市が前号に規定するETCの利用履歴により助成金を交付することに同意する者

2 平成23年3月11日時点において、助成対象区域に居住の実態があり市長から被災証明書の交付を受けた者のうち、前項第3号から第6号までの要件を全て満たす者は、助成対象者とする。

3 前2項の規定にかかわらず、第8条に規定する登録決定の日までに死亡した者は、助成の対象としない。

（助成対象の高速道路の区間）

第4条 助成対象の高速道路の区間は、別表に掲げるインターチェンジを入口、又は出口として高速道路を利用した区間とする。

2 前項に規定する区間は、高速道路と一体となって通行料金を徴収するインターチェンジまでの区間とする。

（助成）

第5条 市長は、第8条に規定する登録において登録代表者及び同一登録助成対象者として登録された者（両者に該当する者全員で構成される集団を「同一登録世帯」という。次項において同じ。）が、登録を受けたETCカードにより前条に規定する高速道路の区間を利用し、決済を行った通行料金に対し、それらの者1人当たり100,000円を上限とし助成するものとする。

2 助成は、同一登録世帯の1人あたりの助成上限額に当該世帯の員数を乗じた額を当該世帯の世帯助成上限額とし、当該世帯において登録を受けた全てのETCカードにおいて決済される通行料金の金額を合算した金額が、この世帯助成上限額を超えない範囲で行うものとする。

（助成の期間）

第6条 助成の対象期間は、平成30年10月1日から~~令和2年9月30日~~令和3年9月30日までとする。

2 第8条の規定による登録決定の日が平成30年10月1日後の場合は、登録決定の日から~~令和2年9月30日~~令和3年9月30日までを助成の対象期間とする。

（申請）

第7条 助成を受けようとする者は、南相馬市高速道路通行料金助成金交付申請書（請求書）兼登録申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて市長に申請し、ETCカード、登録代表者、同一登録助成対象者及び使用する自動車の種類の登録を受けなければならない。

- (1) ETCカードの写し（登録するもの全て）
- (2) 登録代表者の振込口座の写し
- (3) 登録代表者の本人確認書類の写し

- 2 前項に規定する申請は、ETCカードを有する助成対象者が行わなければならない。
- 3 登録を受けるETCカードは、助成対象者名義のものでなければならない。
- 4 ETCカードの登録は、登録代表者又は同一登録助成対象者1人当たり1枚とする。
- 5 第1項第3号の本人確認書類の写しは、運転免許証、在留カード、特別永住者証明書、旅券、身体障害者手帳、身分証明書その他官公署の発行した免許証又は許可証（顔写真があるものに限る。）のいずれか1枚とする。ただし、健康保険証、年金手帳その他の顔写真がない官公署の発行した証明書の場合は、2種類の証明書の写し（各1枚）を提出するものとする。

（登録の決定）

第8条 市長は、前条第1項の申請を受けたときは、その内容を審査し、適合するときはETCカード、登録代表者、同一登録助成対象者及び使用する自動車の種類を登録し、その旨を南相馬市高速道路通行料金助成登録決定通知書（様式第2号）により申請を行った者に通知するものとし、不適合のときは登録しない旨を通知するものとする。

（助成金交付の決定）

第9条 市長は、高速道路会社から、前条の規定により登録された登録代表者又は同一登録助成対象者が登録を受けたETCカードにより第4条第1項に規定する高速道路の区間を利用した場合のETCの利用履歴の提供を受け、当該利用履歴に基づき3か月ごとに第5条第2項に規定する世帯助成上限額の範囲内で交付額を決定し、助成金を交付するものとする。

- 2 市長は、前項の交付の決定をしたときは、南相馬市高速道路通行料金助成金交付決定兼振込通知書（様式第3号）により登録代表者に通知するものとする。

（登録の変更）

第10条 登録代表者は、第8条の規定により登録の決定を受けた内容に変更が生じたときは、速やかに南相馬市高速道路通行料金助成変更登録申請書（様式第4号）を市長に提出しなければならない。

（登録変更の承認）

第11条 市長は、前条の変更登録申請を受けたときは、その内容を審査し、適合するときは南相馬市高速道路通行料金助成変更登録承認書（様式第5号）により登録代表者に通知するものとする。

（ETCカード譲渡若しくは貸与の禁止）

第12条 登録代表者及び同一登録助成対象者は、登録したETCカードを他人に譲渡若しくは貸与してはならない。

（不正行為等による登録の取消し）

第13条 市長は、第7条の規定による登録申請において虚偽及び不正行為があったとき又は前条の規定によるETCカードの譲渡若しくは貸与の禁止事項に違反があったときは、同一登録世帯の登録を取り消すことができる。

- 2 市長は、前項の規定により登録を取り消すときは、南相馬市高速道路通行料金助成登録取消決定書（様式第6号）により登録代表者に通知するものとする。

（助成金の返還）

第14条 市長は、前条の規定により登録を取り消したときは、南相馬市補助金等の交付等に関する規則（平成18年南相馬市規則第38号）第17条に既定に基づき、これまで交付した金額の全部又は一部を返還させることができる。

2 市長は、前項の規定により助成金の全部又は一部の返還を決定したときは、南相馬市高速道路通行料助成金返還命令書（様式第7号）により、登録代表者に助成金の返還を命ずるものとする。

（委任）

第15条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成30年7月1日から施行する。

（この規則の失効）

2 この規則は、~~令和3年3月31日~~令和4年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までに交付決定された助成金については、同日以後もなお効力を有する。

附 則（令和元年6月7日規則第17号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の南相馬市高速道路通行料金の助成に関する規則は、平成31年3月31日から適用する。

附 則（令和2年●月●日規則第●●号）

この規則は、令和2年10月1日から施行する。

別表（第4条関係）

路線名		インターチェンジの名称
東北縦貫自動車道	弘前線	白河インターチェンジ、矢吹インターチェンジ、須賀川インターチェンジ、郡山南インターチェンジ、郡山インターチェンジ、本宮インターチェンジ、二本松インターチェンジ、福島西インターチェンジ、福島ジャンクションと東北中央自動車道相馬尾花沢線との接続部、福島飯坂インターチェンジ及び国見インターチェンジ
東北横断自動車道	いわき新潟線	いわき三和インターチェンジ、小野インターチェンジ、船引三春インターチェンジ、郡山東インターチェンジ、磐梯熱海インターチェンジ、猪苗代磐梯高原インターチェンジ、磐梯河東インターチェンジ、会津若松インターチェンジ、会津坂下インターチェンジ及び西会津インターチェンジ
常磐自動車道		いわき勿来インターチェンジ、いわき湯本インターチェンジ、いわき中央インターチェンジ、いわき四倉インターチェンジ、広野インターチェンジ、

常磐富岡インターチェンジ、大熊インターチェンジ、常磐双葉インターチェンジ、浪江インターチェンジ、南相馬インターチェンジ、南相馬鹿島スマートインターチェンジ、相馬インターチェンジ、新地インターチェンジ及び山元インターチェンジ

南相馬市規則第 号

南相馬市高速道路通行料金の助成に関する規則の一部を改正する規則

南相馬市高速道路通行料金の助成に関する規則（平成30年南相馬市規則第27号）の一部を次のように改正する。

次の表中、改正前の欄の下線で表示された部分（以下「改正部分」という。）を、改正後の欄の改正部分に改める。

改正後	改正前
<p>(助成の期間)</p> <p>第6条 助成の対象期間は、平成30年10月1日から<u>令和3年9月30日</u>までとする。</p> <p>2 第8条の規定による登録決定の日が平成30年10月1日後の場合は、登録決定の日から<u>令和3年9月30日</u>までを助成の対象期間とする。</p> <p>附 則</p> <p>(この規則の失効)</p> <p>2 この規則は、<u>令和4年3月31日</u>限り、その効力を失う。ただし、同日までに交付決定された助成金については、同日以後もなお効力を有する。</p>	<p>(助成の期間)</p> <p>第6条 助成の対象期間は、平成30年10月1日から<u>令和2年9月30日</u>までとする。</p> <p>2 第8条の規定による登録決定の日が平成30年10月1日後の場合は、登録決定の日から<u>令和2年9月30日</u>までを助成の対象期間とする。</p> <p>附 則</p> <p>(この規則の失効)</p> <p>2 この規則は、<u>令和3年3月31日</u>限り、その効力を失う。ただし、同日までに交付決定された助成金については、同日以後もなお効力を有する。</p>

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和2年10月1日から施行する。

